

社会科学的対象認識に立脚した 社会福祉方法技術論は成立するか —「社会科学的ソーシャルワーク論」の可能性—

木村 敦[†]

キーワード：ケースワーク，ソーシャル・アクション，社会資源

はじめに

社会科学的な（主としてマルクス経済学〔の窮乏化論〕に依拠した）社会福祉理論，とくに社会福祉政策論においては，まず社会福祉の対象を「生活問題」と認識する。そしてその生活問題は，資本制社会の根本的構造矛盾，とくに労働力商品化というメカニズムから生まれるとする。論者によっては，資本制社会の構造矛盾が労働問題を生み，その労働問題が生活問題を生むという，二段階の認識方法を採用する者もいる¹⁾。

一方で社会福祉援助・支援の技術論においては，対象を生活問題と措定する論考もみられるが，基本的にはその生成根拠たる資本主義システムそのものは問題とされない。そしてそれら理論においては，社会福祉対象者²⁾に個別的に現象した生活上の困難を解決する方法，または社会福祉対象者のニーズを充足させる方法の考察に力点がかけられる。理論的根拠は主として社会学・心理学・精神医学などに立脚する機能論である。

この，社会科学的な社会福祉政策論と機能論的技術論との統合は可能か否かという問い，あるいは，社会科学的に社会福祉方法技術論を構築することは可能かという問いは，日本で戦後の比較的早い時期から提出されていた。その問いをめぐる議論の中で，技術論の立場から政策論へと向けられた批判のひとつは，「対象課題が生活問題であってそれが資本

[†]大阪産業大学 経済学部 国際経済学科 教授

草稿提出日 2月10日

最終原稿提出日 3月11日

1) たとえば，木村（2011）

2) 本稿では，「社会福祉対象者」「社会福祉利用者」「クライアント」のそれぞれを，ほぼ同一の意味をもつ用語として，文脈に応じて使用することとする。

制的生産関係の矛盾から生み出されることはよくわかった。では、どうやって現実の目の前の問題を解決すればよいのか」とするものであった³⁾。

この批判に応答する形で、たとえば孝橋正一は、「日本における個別的保護活動のあり方—いわゆる日本的ケースワークについて」を1954年に著し⁴⁾、「体制補完物としてはたらしながら次の段階を展望する」⁵⁾という、いわば「社会科学的ソーシャルワーク⁶⁾論」を提示した。それは、ソーシャルワーカーは、日々対象者の生活問題の解決に尽力しながら、生活問題を生み出す構造の変革を希求する、とするものである。

孝橋理論の影響を強く受け、木原和美・堀川幹夫は『社会事業個別相談』を著し、社会科学的な対象理解を根底においたケースワーク⁷⁾のあり方を提起した。岡本民夫は、アメリカケースワークの系譜を丹念にトレースする作業の中で、思想的中立性を保ちながらも、

3) たとえば岡本民夫は、「個別的保護の全体系が社会科学的方法論によって貫徹されている必要があること、そのことによって社会のなかにおける個人への援助が具体的・現実的なものになると(孝橋氏は=引用者補足)されておられるが、これはソーシャルワーカーが持たなければならない基本的な視角ないし視座であって、それを基盤とした「方法」上の差異が具体的にどのように展開されていくのであろうか」(岡本(1973) p.10)と、社会科学の対象認識論によって方法・技術論を構築することの現実的な困難性を指摘している。また若林龍夫は、「この両説(大河内理論と孝橋理論=引用者補足)が社会事業に与えた影響は不幸にしてプラスであったとはいえなかった。すなわちたださえひよわな社会事業にこれらの説は理論的にも重要度の少ないものとしての位置づけしか与えなかった」(若林(1958) p.78)と、社会科学的社会事業論(若林の説によると「社会政策重視論」(若林(1958) p.78))を厳しく批判している。さらに、この種類の批判は、1970年代にも続いた。たとえば坪上宏は、「ワーカーによる個々の援助の実践が、総体としての歴史的な現代社会の営みとして、いわば本質から現象へと下降的に、しかも手段の一部に位置づけられているのが、政策論におけるケースワークのとらえ方の特徴のひとつであると思われるが、そのためにケースワークの枠組みの設定が、個々の援助の実践とは縁遠いものの方に収斂しがちである」(坪上(1975) pp.42-43)と、社会科学的本質認識からケースワークを論じれば、それは現実遊離したものとなると批判している。

4) 孝橋(1969) pp.195-199所収

5) 「社会事業における政策や制度の発展は、それ自身資本主義の構造的合目的性の実現にはかならぬものでありながら、資本主義を克服するエネルギーを蓄積するために貢献している」(孝橋(1972) pp.341-342)という表現でもあらわされている(木村(2011) pp.74-75参照)。

6) 本稿では、「ソーシャルワーク」を、社会福祉における援助・技術の総体を表す用語として使用することとする。

7) 本稿では、「ケースワーク」を、ソーシャルワークの中における個別的援助技術・方法の意味で使用する。

どの部分が社会科学のようになってどの部分がそうでなかったという点について論じた⁸⁾。小野哲郎は、「現状対応的視点」と「現状変革的視点」の統合を主張し、ソーシャルワークが体制を変革する役割をも担うべきであることを主張した。

これらの論説に共通するのは、アメリカソーシャルワーク（ケースワーク）の「改良主義的、かつ、社会への順応へ向けた教育・治療的側面」への批判であった。

筆者は、社会福祉の対象課題である生活問題が、社会科学に把握され得るものであるとするならば、生活問題の解決のために用いられる方法・手段もまた社会科学に理論的でなければならないと、きわめて単純に課題設定をしたいと考える。

では、社会科学の対象認識をもとにした支援技術の展開の基礎となる理論として、いまだ不足しているものは何か。それは、ソーシャルワークの諸技術、すなわち、ケースワーク、グループワーク、コミュニティー・オーガニゼーション（コミュニティー・ワーク）、ソーシャル・アクションの、体系的・構造的な理解ではないかと思われる。なかでも、ソーシャル・アクションが「社会福祉労働者（従事者）運動」と理解されるとき、それと「当事者運動」や「住民運動」はどのように関連すれば「社会運動」として有効性を持ち得るのか、という点についての考察ではないかと思われる。

本稿の目的は、社会科学のソーシャルワーク論の構築のための、換言すれば、社会福祉政策論と社会福祉援助技術論の統合のための、試論の提示である。現在の社会福祉研究において、政策論と援助技術論とが、それぞれの基礎科学を異にすることによって断絶状態におちいっているとすれば、その状態は、何よりも社会福祉対象者にとってきわめて不利益である。その断絶状態を少しでも交渉状態に近づけることが、試論提示の目的である。

その目的を達成するため、具体的には、

- 1) これまでの社会科学のソーシャルワーク論構築へ向けた研究成果のうち代表的なものを抽出し、レビューを行う
- 2) 1) でとりあげた各理論の共通部分を抽出する
- 3) いまだ不足している部分を浮かび上がらせ、その浮かび上がった部分についてどのよ

8) 本文中では詳しく取り上げることができなかったが、岡本は、アメリカのケースワークが1920年代以降、社会改良的なものから心理学・精神医学を基礎理論とするものに変化した要因を、アメリカの第一次世界大戦後の経済発展が社会改革運動を衰退させ（「アメリカが迎えた未曾有の経済的繁栄は資本主義の勝利をおうかせるとともに、これまでの矛盾解消をめざした社会改革の運動を完全に窒息させてしまう結果となった」（岡本（1973）p.36））、その物質文明の繁栄の中に精神的退廃が蔓延し、「精神的頹廃と心理的苦痛をもつものが多数出現し、心理的な『治療』を求め人びとが多くなった」（岡本（1973）p.36）点にもとめている。

うな理論構成が可能であるか考察するという作業を行うこととする。

I 社会科学的ソーシャルワーク論の系譜

(1) 孝橋正一

①ソーシャルワークの「アメリカとヨーロッパ」

孝橋正一は、日本で初めて本格的に、社会科学的（マルクス経済学に依拠した）社会問題・生活問題認識と、それへの対策の方法であるソーシャルワークとを統合的に理解しようとした、と言えよう。

孝橋の着想はきわめてシンプルである。すなわち、「社会事業が、なんらかの社会問題対策でないはずないし、そうだとすれば、それは社会科学の一部門であることは理の当然である」⁹⁾と、つまり、社会問題が社会科学的に把握されるべきであるとするならば、その対策であるソーシャルワークの具体的内容もまた社会科学的に把握されるべきであるとするのである。この理論は、社会事業とソーシャルワークを統合しようとしたと言うよりも、社会科学の内部問題としてソーシャルワーク問題を考察しようとしたのであると言えるかもしれない¹⁰⁾。そしてその理論構築の端緒は、アメリカ式ケースワークの、より正確にはアメリカ式ケースワークを日本に無批判な形で導入することへの批判であった¹¹⁾。

孝橋は、1930年代から40年代にかけてのアメリカで、ケースワークが「社会的諸条件を調整するというよりは、個人の内面に欲求の不満や性格のゆがみを修正する方向に、とりわけその過程を強調するものとして発展してきた」¹²⁾ことを指摘した。そしてその発展の

9) 孝橋 (1969) p.281

10) 孝橋 (1969) p.266 (「社会事業はどこまでも社会事業の土俵で論ずるべきであって、他の学問の土俵へ、我田引水的に課題をすりかえてはならない。私が社会事業の政策的立場をいかに強調したところで、それはどこまでも社会事業のグラウンドにたちつつ、そうしているのであって、けっして社会政策のそれから社会事業をながめているのではない」)、孝橋 (1977) pp.308-309 (「ソーシャル・ケースワークの科学的研究にとって、社会科学的方法によることが内在的であって、それ以外の方法、たとえば心理学や精神医学によることの方が逆に外在的なのである」) 等参照

11) 孝橋によると、日本のアメリカ式ケースワークは、占領軍によって「強制移植」されたものであり、その移植は、「占領軍当局の至上命令」にもとづく「軍人・軍属による厚生・民主政策の機構と機能の再編成と指導」の一環であり、「日本社会事業の民主化…と生存権実現の社会的実験」であった(孝橋 (1969) p.149)。この点においても、孝橋にとって「日本のアメリカ式ケースワーク」は、その導入の是非から再検討されねばならぬものであった。

12) 孝橋 (1969) p.262

条件は「アメリカ資本主義の社会経済ならびに文化構造」¹³⁾とそれらに規定された「自由主義、個人主義の支配と人格の形成」¹⁴⁾であったことを指摘した。であるから、それを日本に持ち込もうとしても無理だというのである。日本の歴史的・社会的条件に適合したケースワークが必要であり、その条件とは、「温存されてきた封建遺制と、社会的諸施策の貧困」¹⁵⁾、「社会資源が公・私ともに貧弱で」¹⁶⁾あることだとする。

一方で孝橋は、同時期のヨーロッパ諸国の社会事業が、日本に導入するとすればより適格的ではないかと説示する。曰く、ヨーロッパ諸国では「あまりケースワークだけに社会事業の重心をかけていな」¹⁷⁾く、そのケースワークも「法令的・経済的アプローチの傾向が強」¹⁸⁾かったのだという。それは、ヨーロッパ諸国においてはアメリカよりも「資本主義の構造的危機の様相」¹⁹⁾が強烈に現出していて、「社会的諸問題の解決方法は主として社会保障をはじめとする政策的改善の方向に向けられていた」²⁰⁾からであるとする。そして、1960年代における日本のケースワークの眼前には「あまりにも大量の経済的・法令的処理のしごと」²¹⁾が山積し、そういった意味から、日本のケースワークはアメリカ式よりもヨーロッパ式を範とすべきではないかと説く。

要するに、当時（1960年代）の日本においては、社会福祉をめぐる社会資源²²⁾が圧倒的に不足しており、日本より相当前に資本主義システムを走らせていたアメリカにおいて、クライアントの内面的問題を心理学・精神医学の知見を用いて「治療」しようとしていたアメリカのケースワーク²³⁾を模倣しても根付かないであろう、というのである。そして、社会資源の開発に力点を置いていたヨーロッパ、とくにドイツのソーシャルワークに、日本はより多くを学ぶべきであろう、と述べるのである。

13) 孝橋（1969）p.262

14) 孝橋（1969）p.262

15) 孝橋（1969）p.263

16) 孝橋（1969）p.287

17) 孝橋（1969）p.279

18) 孝橋（1969）p.267

19) 孝橋（1969）p.262

20) 孝橋（1969）p.262

21) 孝橋（1969）p.263参照

22) 「社会資源」は、最広義には家族・親族の扶養能力や、近隣などの相互扶助能力などインフォーマルなものまでを含めた「くらしの問題を解決するためのあらゆる手段」と定義されよう。本稿では、これらインフォーマルなものは含めず、法・制度上の裏付けをもつ公的（社会的）に提供されるサービス・給付・保護・支援を社会資源として定義する。

23) 孝橋（1977a）p.74

②ソーシャル・アクションの重要性

しかしながら孝橋は、「アメリカ社会事業（アメリカ・ソーシャルワーク）」のすべてを否定したのではない。アメリカ式ケースワークの治療主義的側面²⁴⁾のみを取り上げて、個人に還元するケースワークとして日本に直輸入することを批判したのである。

すなわち孝橋は、アメリカのケースワークがまず「環境的要素を重視したソーシャル・ケースワーク」²⁵⁾からはじまったことを確認した上で、それが第一次世界大戦後に、「人間の行動の動機や動態的諸関係を研究する心理学や精神医学」²⁶⁾に基礎をおくようになったことを指摘する。そしてその人間行動科学に基づくケースワークが、社会資源が圧倒的に不足する戦後の日本に導入しても根付かないであろうことを指摘したのである。したがって、もしアメリカのソーシャルワークも、社会資源の開発を指向する社会改良的側面を有するものとなったのであれば、それは評価に値すべきものであることを指摘する。そして事実そうであるとする。

孝橋は、アメリカでは1970年代の段階ですでに、「ソーシャル・ケースワークとならんで、ソーシャル・アクションの二本立てが、社会事業の方法の真の姿でなければならないという主張が強くなってきている」²⁷⁾こと、また、ソーシャル・アクションが「アメリカ社会事業界でも1960年代以降、決定的に重要な地位を固めてきている」²⁸⁾ことを指摘する。そして、もしアメリカに学ぶというのであれば、このソーシャル・アクションを重視してきている状況にこそ学ぶべきであるのだとした。具体的には、「日本のアメリカ式ソーシャルワーク（論）」が、「個別的な援助的過程の知識と能力を展開することをソーシャル・ケースワークの特色と思い誤ったり、さらに進んで、このような過程に関する知識と熟練の総体を学問とすり変えたり、それが社会事業体系の基礎・中軸であり、はなはだしい場合には、このような援助過程を技術として、技術が社会事業の本質的要素であると誤認する」²⁹⁾ような態度をとることを批判³⁰⁾し、ソーシャルワークを取り巻く「社会資源の貧困や社会的

24) 「アメリカ式ケースワークの治療主義的側面」については、注8)を参照されたい。

25) 孝橋 (1977a) p.74

26) 孝橋 (1977a) p.74

27) 孝橋 (1977a) p.73

28) 孝橋 (1977a) p.80

29) 孝橋 (1977a) p.199

30) 具体的には、たとえば仲村優一・中園康夫の両氏が、ケースワークの「本来の任務」を心理学・精神医学的観点にもとづく対人支援であると規定したことと、ケースワーカーはソーシャル・アクションや社会改革的指向について自己抑制的でなければならないと主張したこと、などを批判した（孝橋 (1977b) p.282参照）。

条件の低位性を前提」³¹⁾においた「低悪な制度的・政策的措置を改善するための社会的努力」³²⁾の必要性を主張した。つまり、日本のソーシャルワーカー・ケースワーカーは、アメリカにも学びながら、社会資源を開発するための努力・運動、すなわちソーシャル・アクションに尽力すべきことを主張したのである。

③小括

孝橋は、

- 1) 社会福祉の対象は資本制的生産関係の矛盾から法則的に生み出される生活問題であり、
- 2) それは社会科学的に理解されるべきものである。
- 3) したがってその解決のために用いられる社会資源のありようもまた社会科学的に理解されねばならず³³⁾、
- 4) そしてその社会資源はクライアントに対し最大限に活用されねばならず、
- 5) 発掘の努力を経てもなお社会資源が不足するのであれば、それを開発する努力がなされねばならない。

という、きわめて「論理的な理論」を採用した。

社会科学的生活問題認識と方法技術論を連続線上にとらえたこの理論は、今日においても、「社会科学的社会ワーク（ケースワーク）論」として評価されるべきであろう。

(2) 堀川幹夫・木原和美

①孝橋ソーシャルワーク論の発展形態としての堀川・木原理論

堀川・木原は、孝橋理論に基づいて、それを発展させ、独自のケースワーク論（社会事業個別相談論）を展開した³⁴⁾ ³⁵⁾。しかしながら今日、堀川・木原理論の意義が、社会福祉の研究、とくにいわゆる「方法技術論」の研究において指摘されることはきわめて少な

31) 孝橋 (1977a) p.201

32) 孝橋 (1977a) p.201

33) 「既存の社会資源や社会的施策について、その歴史、本質、実態、限界などを十分に検討し理解」することが必要であると述べた (孝橋 (1977a) p.201)

34) 堀川・木原 (1975) は、その「あとがき」にもある通り、あくまでも両氏の共同執筆であって、どの部分が堀川の著でどの部分が木原の著であるかは明らかでない。

35) 近年において木原 (単独) は、1) 資本主義社会の構造が生む社会問題としての生活問題に対する対策として、2) 社会保障制度のなかに明確に位置づけられ、3) 対象者 (利用者) の権利保障として行われる社会福祉実践を「福祉保障」と名付け、ソーシャルワークが利用すべき社会資源のうちもっとも重要であるのは社会保障制度であるという点を強調している (木原 (2007) pp.141-143等)。

い³⁶⁾。堀川・木原は両氏とも単なる理論家ではなくソーシャルワーカーである（あった）。したがって、両氏の理論は、孝橋の社会科学的ソーシャルワーク論が、実践の場で展開され得るものであるのかどうかを実証するうえではきわめて重要であり、より多くの検討の機会が設けられるべきである。

孝橋理論に強い影響を受けた両氏は、孝橋と同様に、アメリカ式ケースワークの直輸入を強く批判している。第一の批判は、アメリカケースワークの個人主義的側面に対して向けられている。すなわち、「ソーシャル・ワークの基本概念は、ケースワーカーが個人の人格や能力を判断するというものである。ケースワーク理論の枠組みは拡大され、社会学的知見もとり入れられつつあるが、それは個人を理解するために必要であるという理由にもとづく」³⁷⁾などとする批判である。第二は、1960年以降、個人主義・治療主義・現象論的ケースワーク、つまり、「人間の生命すら商品化される社会制度そのものと、その社会より生まれる本質的矛盾に対しては、より深く分析することを意識的にか無意識的にか避けて通る道を選んできた」³⁸⁾ アメリカケースワークが、「増大する社会的諸問題を前にして…混迷と苦悩を続けている」³⁹⁾、つまり行き詰まっているにもかかわらず、行き詰まる前のアメリカケースワークを日本に依然として適用しようとしていることに対する批判であった。

②バイスティック批判

以上の概括的な批判を前提として堀川・木原は、各論的に、アメリカケースワークの諸理論のなかで、現在でもケースワークの原則としてよく参照される F. P. バイスティックの掲げる「7つの原則」（正確には「ケースワーク『関係』の7つの原則」⁴⁰⁾）を厳しく批判している。

堀川・木原によるならば、まず「個別化」は単なる「個別相談の呼びかえ」であり、また「秘密保持」は「個人のもつ条件が人に知られるとその個人が不利になる」という資本主

36) その少ない指摘のうち一つに加藤（2013）があるが、ここにおいても、「ソーシャルケースワークと社会改良的指向との統合に関しては、筆者が親しく指導を受けた堀川幹夫と木原和美の理論化がある（同 p.194）」と、簡潔に指摘されているのみである。

37) 堀川・木原（1975）p.23

38) 堀川・木原（1975）p.19

39) 堀川・木原（1975）p.19

40) アメリカの宗教家・社会事業家であった F.P.Biestek が提唱した、ケースワークにおけるクライエントとケースワーカーの関係についての7つの原則。すなわち、個別化（individualization）、意図的な感情の表出（purposeful expression of feelings）、統制された情緒関与（controlled emotional involvement）、受容（acceptance）、非審判的態度（the nonjudgmental attitude）、自己決定（client self-determination）、秘密保持（confidentiality）の7つである（Biestek（1957））。

義社会の基本構造を反映しているにすぎない」ものであって、いずれも「原則」というほどのものではない。

そして、「意図的な感情の表出」「統制された情緒関与」「受容」「非審判的態度」の4つは、「クライアントに対するケースワーカーのコントロールの枠組みを想定するもの」であり、かつ「クライアントを判断したり、基準に照らし合わせたりするのはケースワーカーの側である」ことを意味しているとする。

また、「自己決定」においては、「ケースワーカーの立場から決定させたという枠組」が予定されており、また「ケースワーカーの判断や意図が失敗した場合に、クライアントは援助を利用する能力がなかったのだという責任回避の手段」として利用される危険があるとする⁴¹⁾。

そして以上を踏まえて堀川・木原は、これ（1975年）までのアメリカケースワーカー一般は、個人の価値や人格をケースワーカーの側が判断・判定し、その個人を社会（的諸制度：成文・不文を問わず）に適合させようとするもの、すなわち治療的なものに過ぎなかったと、厳しく批判する⁴²⁾。そして、R. M. ティトマスのケースワーク論を参照し、それが、ケースワーカーのソーシャル・ポリシー策定機能を重視している点を強調することによって、孝橋と同様に、ヨーロッパ流のソーシャルワークが、むしろ日本に適合的である点を示唆している⁴³⁾。

③小括

堀川・木原によるならば、ソーシャルワーク・ケースワークにおいて活用されるべき社会資源の量と内容には身近な限界があるが、その低い水準の社会福祉保障水準⁴⁴⁾は、労働者全体の生活の最低水準である。曰く、「社会事業資源の内容は、労働者、大衆に対して国が保障する実質的な基準（実態）を示すものである」「社会事業資源は今、社会的必要の状態におかれている一定の人々だけでなく、すべての労働者、大衆に関係するものとして存在している」⁴⁵⁾である。であるから、ソーシャルワーカー・ケースワーカーたちは、国が設定する社会福祉の保障水準を引き上げ、内容を拡大すべく努力すべきであると、堀

41) 以上3パラグラフの「」内は、いずれも堀川・木原（1975）p.39より引用。

42) 堀川・木原（1975）p.40参照

43) 堀川・木原（1975）pp.40-41参照

44) 孝橋の言葉を借りれば、「社会事業の資本主義的制約」（孝橋（1972）p.342）。社会福祉の本質は「資本主義制度の順当な発展」（孝橋（1972）p.339）であり、その意味で国家は、資本主義国家にとって合目的である水準・内容以上に、主体的に社会福祉の水準を引き上げたり内容を拡大したりはしないであろう。そこに運動やソーシャル・アクションの重要性がある。

45) 堀川・木原（1975）p.71

川・木原は主張するのである。その主張は、「社会事業個別相談が一つの限界にぶち当たったとき、集団活動や組織化によって要求をまとめ、調査や運動によって限界を突破し、それが個人々の要求を充足するという社会事業サイクルによって、個別のアプローチと政策的なアプローチとを関連づけて進めることができる」⁴⁶⁾という著述に端的に表現されている。そして、限界を突破し内容を拡大しようとする努力は、具体的には、「個々の事例を社会事業的保障の方向へすすめ、また患者組織の拡大、各種施設の設置、法律の制定などを具体化するさまざまな活動をするための資料を提供し、活動に参加すること」⁴⁷⁾であるとする。まさに、ソーシャル・アクションの意義の強調である。

この点に関して、以下の著述は実に興味深い。

相談員は…資本主義社会でたえず生産されている個人生活の破壊、個人の心身の破壊の基本的な構造を認識するだけでは、何の役にも立たないのである。だから単に社会事業資源を説明するだけのパイプの役だけなら、商店経営者が商品を販売し、その商品の内容を説明していることに等しいのである。その品物が欠陥商品だった場合、メーカーの責任にして、笑顔で販売、親切なサービスを心がけてきたので（それを販売した）小売店の責任ではないと言い逃れることができるだろう。⁴⁸⁾

小売店主をケースワーカーに、ケースワークにおいて動員されるべき社会資源を「商品」になぞらえ、社会資源の僅少さ・貧弱さに対してケースワーカーは何をすべきかを説示するのである。すなわち、

本当に責任ある小売店主なら、自分の納得のいかない商品は商品の改良をメーカーに要求するか、販売の中止を求めるだろう。しかし小売店主は弱い存在である。メーカーにつぶされることが目に見えている。小売店はどうするか？もし本当にそうしようとするなら、お客に訴える以外にない。お客と小売店の主人とは結局、めぐりめぐって同じ社会的立場に立っているはずなのである。⁴⁹⁾

46) 堀川・木原 (1975) p.34。引用文中、「集団活動」がいわゆるソーシャル・グループワーク、「組織化」がコミュニティー・ワーク (コミュニティー・オーガニゼーション)、「運動」がソーシャル・アクションであろう。

47) 堀川・木原 (1975) p.33

48) 堀川・木原 (1975) pp.81-82

49) 堀川・木原 (1975) p.82

社会福祉の水準は、私たち勤労国民の生活水準を根底から規定している。そうであるなら、社会福祉対象者とソーシャルワーカーは同じ土俵に立っているはずである。社会資源の僅少さを突破する努力、すなわちソーシャル・アクションは、社会福祉対象者のためのみにあるのではない。ソーシャルワークの本質は、支援する側と支援される側が共同して、社会改良を視野に入れて社会資源の改善に取り組むことである。以上が堀川・木原理論の「核の核」であろう。

（3）小野哲郎

① 「社会科学的ケースワーク」

小野は、「社会科学的ケースワーク」という用語を用いる。そして、社会科学的ケースワークの理論は、「変革的实践性を担保しうるソーシャルワーク論ないしケースワーク論」⁵⁰⁾ であるとする。そして、「『政策論と技術論』の論争以後、最近ではさまざまな論議が展開され、その一つが統合化論でもある」⁵¹⁾、「科学的・学問的には政策論的立場の本質理解の正当性が承認されたが、現象的にはその重要性和意義がみとめられるソーシャルワークの位置づけ、あるいは相互関係をどのように理論的統合化を図るかという課題が残された」⁵²⁾ などという著述にみられるとおり、社会科学的ケースワーク論とは、社会科学的社會問題認識に基づく社会福祉政策論と、具体的方法技術論をいかに統合するか、という課題として提起されてきたものであるし、また今日でもそうであるとする。

では小野にとって、社会科学的ケースワークとは具体的に何であって、なぜそれが必要であるのか。社会科学的ケースワークとは、小野によると、まず、基本的目標を「資本主義的生産関係の矛盾の克服」⁵³⁾におくところの、「社会問題対策としての社会福祉制度・サービス施策の活用と拡充という、いわば社会資源の重要性」⁵⁴⁾が強調・重視されるケースワークである。そしてその必要性は、アメリカ式ケースワークの典型である「治療的ケースワーク」が、「近接領域の精神医学やカウンセリングと混同・混迷をきたし、その独自性・固有性を見いだせない事態に陥る結果を招いた」⁵⁵⁾ ところにあるとする。

以上の小野の主張をまとめると以下の通りである。すなわち、

- 1) 社会科学的な社会問題認識、つまり社会福祉対象認識は概ね承認された。

50) 小野 (2005) p.99

51) 小野 (1986) p.76

52) 小野 (2005) p.22

53) 小野 (2005) p.25

54) 小野 (2005) p.99

55) 小野 (2005) p.98

- 2) 社会福祉の対象が、資本制社会の生み出す生活問題であって、ソーシャルワークが資本制社会の社会福祉政策に対して批判的に対峙せねばならないことに強い反論はみられない。
- 3) しかし、そのことは理解できても、では具体的にどうすればよいのか。つまり、
- 4) 「日常的活動をとおしていかにしたらその政策批判がなしうるか、といった具体的、実的な課題にこたえるべき視点と具体的方策」⁵⁶⁾が要請される。
- である。

② 「生活の社会化」と「生活主体の形成」

そこで小野は、ソーシャルワーク、ケースワークが具体的にすべき内容を「内在的機能」と名付け、その機能は「生活の社会化」と「生活主体の形成」であるとする⁵⁷⁾。

小野の言う「生活の社会化」とは、商品化や外部化という意味での社会化ではなく、「直接的な共同化」である。そしてそれは具体的には「社会的共同消費財ないし生活共同利用施設の欠損・不備に対する社会的対策」⁵⁸⁾として行われる社会資源の活用である。一方の「生活主体の形成」とは、「人間存在としての主体性の抑圧・崩壊をふせぎ、生活主体の保護、回復、発展の援護を行うこと」⁵⁹⁾であり、そのために、社会資源の活用とケースマネジメントによる援護が必要であるとする。

③ 「現状対応的視点」と「現状変革的視点」

さらに小野は、その内在的機能を発揮するためには、ソーシャルワークまたはケースワークが、「現状対応的視点」と「現状変革的視点」を統合した視点をもつことが重要であると述べる。

「現状対応的視点」とは、「ケースワークの対象である個人や家族の生活問題である、経済的・物質的欠乏や困難とそれらの反映としての生活関係・社会関係の障害に対して、既存の社会資源を最大限に活用して現実的、具体的に解決・援護にあたる」⁶⁰⁾ときに必要な視点である。他方ケースワーカーが、現状対応的視点に基づいて日々の業務を繰り返すなかでは、生活問題に対応する施策、つまりケースワーカーが動員すべき社会資源に不備・欠落・不完全がみとめられる場合がある。小野は、その場合に「それぞれの問題点や矛盾

56) 小野 (1986) p.72

57) 小野 (2005) pp.102-103

58) 小野 (2005) p.102

59) 小野 (2005) p.103

60) 小野 (2005) p.103

点をチェック・解明して、その記録を整備することによって（ケースワーカーは〔＝引用者補足〕）社会資源の改善運動に備える必要がある」⁶¹⁾とする。この、いわば運動的視点⁶²⁾を小野は「現状変革的視点」と呼ぶ。

④小括

小野の主張を筆者なりにまとめると以下の通りである。すなわち、

- 1) 労働者階級は社会的共同生活手段の不備・欠落によって生活問題の担い手となるが、
- 2) 社会的共同生活手段（社会資源）をつくり出すことが「生活の社会化」であり、
- 3) そうしてつくり出された社会資源を有効に利用することによって「生活主体の形成」が実現する。そして、
- 4) クライアントと社会資源の間の調整に尽力することがケースワーカーの「現状対応」であるが、社会資源は必ずしも十分ではなく、そこで、
- 5) 現状の変革を指向するという視点がケースワーカーには必要である。もっとも、
- 6) 現状の変革そのものはケースワークの基本的任務ではない。しかし、変革の担い手である社会運動とケースワークの連携は重要性をもつ。

である。

Ⅱ アメリカ式ケースワークが日本に直輸入されることによるいくつかの問題

以上の、これまでの社会科学的ソーシャルワーク論構築の試みにおいて共通しているのは、心理学・精神医学的アプローチを主力方法とするアメリカ式ケースワークの無批判な導入に対する批判である。しかしながら、小野の著述はさておくとしても、孝橋、堀川・木原の研究からはおよそ40年が経過している。今日の状況にあてはめるならば何が示唆的であろうか。以下三点に分けて述べる。

(1) 「社会資源の開発」について

1960年代はもちろん、1970年代においてもまだ、社会福祉をめぐる社会資源は大いに不足していた。その後約40年を経て、日本の社会福祉制度は充実したかのように見える。し

61) 小野 (2005) p.104

62) ただし小野は、この現状変革は本来的には政治・労働運動の課題であるとする。ケースワークは独自の限界を有するが、その限界が社会改良運動との連携を意義あるものとする（小野 (2005) pp.104-105参照）。

かし、法律・制度が増えたことと「社会資源」が充実したことは違う。

たとえば介護保険法が、1997年に制定され2000年に施行された。これを「介護の社会化」として高く評価する向きもあるかもしれない。老人福祉法に基づく措置が介護保険に根拠を換えることによって「権利としての給付」になったとするような見解である。

しかしこの見解は事実誤認である。高齢者介護はたしかに「社会化」された。しかしその社会化の本質は「商品化」である。要介護高齢者は、厳しい要介護認定を受けた上で、市場で取り引きされる介護商品を買わねばならなくなった。その購入代金の一定部分が償還されるだけである。しかもその「一定部分」は、制度開始当初9割であって現在もそうであるが、この割合は引き下げられようとしている⁶³⁾。

「商品」を「社会資源」のひとつとみる向きもあるかもしれない。しかし、ここでの議論は社会福祉、つまり生活問題対策についてである。したがって、多くの場合購買力を低下させている社会福祉の対象者の前に多くの商品を提示することを「社会資源の充実」と考えるのは理論的飛躍であろう。要するに、現在でも社会資源は不足しているのである。社会的に（法・制度的根拠をもって）提供される、商品ではないサービスが圧倒的に不足している状況にあって、ソーシャルワークにおいては何が起こるだろうか。

(2) ソーシャルワークの専門性について

社会的サービス、社会資源の不足は、ソーシャルワーカーの専門性をゆがめる。ソーシャルワーカーの重要な任務がクライアントと社会資源の接合であるという点は論をまたないが、孝橋の言を借りるならば、社会資源の不足は「専門職業性の発展と確立をさまたげ、またケースワークの効果を発揮させないもの」⁶⁴⁾なのである。つまり、いくら専門性を希求しようとも、社会資源がなければ、する仕事がない。そこでソーシャルワーカーは何をしようとするか。心理学や精神医学の知見を用いてクライアントの内面に向かおうとするのである。ここで、社会資源が僅少な状況には不適合である古いアメリカ式のケースワーク⁶⁵⁾が、社会資源の僅少さによって鎌首をもたげるといふ、蟻地獄の様相が現出する。社会資源の僅少な状況でのソーシャルワークの専門性は、個人の内面に向かうベクトルでは

63) ちなみに筆者は、この「引き下げ」が制度創設当初から折り込み済みであることを、2000年の段階で指摘している（木村（2000）参照）。

64) 孝橋（1969）p.297

65) 「アメリカ的なるもの」すべてを否定するのでももちろんない。現在のアメリカにおいては、「ロビー活動」と「アウトリーチ」が社会福祉の特徴としてあげられる（メンセンディーク（2005）p.180）。ソーシャル・アクションを重視する今日のアメリカ・ソーシャルワークにこそ学ぶべきであると主張したいのである。

なく、社会資源を何とかして開発しようとする指向によってはじめて担保されよう。

（3）社会福祉労働者の労働条件について

ところが一方で、社会福祉の「専門家」は大量に生産されている。たとえば社会福祉士の登録者数は、2013年で16万人を超えている⁶⁶⁾。社会資源が僅少である、つまり、ソーシャルワーカーの仕事が僅少である状況に、労働者だけが増加する。このことの顛末は明白である。現在の日本では、労働条件の決定にはたらく労働運動の圧力が弱く、労働条件、とくに賃金は、多くの場合市場原理に基づいて決定される。社会福祉労働者の労働条件が向上しないメカニズムはここにある。いくら「社会福祉士を任用せよ」と叫んでみたところで、立派な職能団体を組織している当のソーシャルワーカーが、社会資源の開発に向けての努力を怠れば、労働条件は低下するのが自明の理なのである。

ソーシャルワーカーの重要な業務が社会資源の開発であることは前述の通りである。ではなぜ現存の社会資源は不足しているのか。20世紀末以降、介護保険法や障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）などの制定・実施によって、社会福祉サービスは大量に生み出された。これらの社会福祉サービスは、前述の通り「商品としてのサービス」であるから、本稿で言うところの「社会資源」ではない。しかし、これら制度・サービスのマネジメントだけでも大量の業務であるし、社会福祉専門職の「仕事がない」状態というのは、普通には想定しがたい。言い換えれば、新たな制度の創設によって、社会福祉対象者側の需要は喚起されたはずであるし、その需要に対応する社会福祉専門職の労働条件は、向上すると考えるのが普通なのではないか。

ところが現実には社会福祉労働者の労働条件は向上していない。その点に大きく関与しているのが、「要介護認定・障害程度区分認定」と「一部負担金」という、需要抑制システムである。介護保険法の場合の要介護認定、障害者総合支援法の場合の障害程度区分認定は、何段階にもわたる複雑なシステムである。利用（希望）者の申請、現地調査、市町村委員会による審査、市町村長による決定と、要するに面倒である。しかも、介護保険法の場合、2005年・2008年・2012年の三度にわたる改正によって、認定は厳しくなっている。少々からだ動きにくいぐらいでは、高い要介護度の認定は行われなくなった。つまり、欲しいサービスを十分に受けられないのである。一部負担金制度も、需要がおしと

66) 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi3.html> 2014年2月2日アクセス)

どめられる一因である。30万円分のサービスが必要であっても、1割の一部負担金⁶⁷⁾が払えるかどうか、需要が顕在化するかどうかの決め手となる。

サービスは商品として大量に市場に出回っている。しかし十分な需要が生まれないどころか、需要を抑制するシステムが制度内に組み込まれる。そしてソーシャルワーカーは、実際に顕在化した需要の中だけで業務を遂行しようとする。つまり仕事は増えない。この、需要抑制システムと、そのシステムに社会福祉専門職が甘んじている⁶⁸⁾ことも、ソーシャルワーカー・社会福祉専門職の労働条件を低位におしとどめている一つの大きな要因である。

では「ソーシャルワーカーが社会資源を開発する」というのは、具体的にはどういうことなのか。

Ⅲ 社会科学的ソーシャルワーク論の構築にとって必要なもの

(1) 支援のための諸方法の構造的理解

ソーシャルワークにおいては、一般に、ソーシャル・ケースワーク、ソーシャル・グループワーク、コミュニティー・ワーク（コミュニティー・オーガニゼーション）などの方法がその実践において用いられる⁶⁹⁾。しかしこれらの諸技法は、たとえば社会福祉士というソーシャルワークの専門職を養成する際に日本でよく用いられている「権威」あるテキストブックにおいても、「ワーカーは、これらの技術を駆使して、クライアント個人やその家族、地域の住民たちと援助関係を形成し、実践を行う」⁷⁰⁾と記載されているのみで、これらがいかに有機的に関連しているかについての記述は、必ずしも十分でない。つまり、これらの技法がいかなるしくみのもとでそれぞれ関連しながら必要となるのかという、いわば構造的理解は、上でとりあげた堀川・木原によるもの以外あまりなされてこず、不十分である。

ソーシャル・ケースワークは、個人を対象とする。「純粹かつ古典的なアメリカ式ケースワーク」がもし行われるとすれば、ソーシャルワークはこの段階で終結する（図1-①）。

67) 保険給付割合の引き下げが企図されていることは前述の通りである。その引き下げが制度創設当初から折り込み済みであることは注63)を参照されたい。

68) 今日では、アメリカでも「リーチアウト」、言うならばニーズの掘り起こしが、ソーシャルワークの重要な機能であると認識されている（メンセンディーク（2005）p.180）。日本ではその機能が十分発揮されていないということである。

69) 社会福祉士養成講座編集委員会編（2009）p.73

70) 社会福祉士養成講座編集委員会編（2009）p.72

しかし、個人は純粹に個として生活しているのではないから、ある個人の周辺の、または関連する人々との、集団へのアプローチを、ソーシャルワークはその方法として用いる必要がある。これがソーシャル・グループワークである（図1-②）。

一方で、生活問題を抱えるある個人は、歴史的・地理的・社会的ひろがりとしての一定の地域のなかで、その現実に規定されながらくらししている。であれば、その地域のありようを等閑視していたのでは、普通に考えて生活問題対策は効果を上げ得ない。そこで、その地域の歴史的・社会的条件を把握した上で、生活問題が発生しにくい地域のありようを、ソーシャルワーカーは模索する必要に迫られる。これがコミュニティー・ワークである（図1-③）。

そしてソーシャルワーカーは、地域の組織化に尽力するなかで、法（法律、命令、条例）と制度に規定された社会資源の不足を発見するであろう。その不足の問題の少なからぬ部分は、地域の組織化のレベルでは解決不可能である。そこでソーシャルワーカーは、社会資源、とくに制度・施策の充実を希求するベクトルを、自身のなかに有さねばならない。このベクトルが、小野の言葉を借りれば「現状変革的視点」であり、その視点が実際の運動・行動に移されるとき、その運動・行動をソーシャル・アクション（社会福祉運動）と呼ぶのである（図1-④）。さらに、その社会資源の不足は、資本制社会の基本原則である「生活自己責任の原則」によって政策的にもたらされている⁷¹⁾、つまり科学的に把握されるべきであるから、社会資源の不足に抵抗しようとするソーシャルワークを成立させようとする努力は「社会科学的社会ワーク論」と呼ばれ得よう。

（2）「社会福祉運動」から「社会運動」へ

前節においては、社会資源の不足が全くみられないという理論的（ほぼ空想的）状態（現段階では実現不可能な状態）にこの社会が至らない限り、ソーシャルワークはソーシャル・アクション（社会福祉運動）の次元へと向かう必然性をもつことを述べた。さらに付け加えると、ソーシャル・アクションは、上で述べた支援方法の構造的な理解によるならば、社会福祉当事者運動ならびに地域住民運動と共同せねばならない（図1-⑤、⑥）。

しかしながら社会福祉運動は、資本制社会の構造そのものを変革することができない。社会福祉は、社会問題の一環である生活問題を対象課題として、それへの対策である労働・社会政策（間接的には一般公共施策）を、最終的に補充または代替する社会的営為だ

71) そもそも、労働者の生活を国家が保障する（社会保障）などというのは資本主義の原則にもとるのであって、労働者階級の運動による圧力が弱ければ、社会保障の水準は低下する。ここでは、その低下を食い止める運動的力動のひとつにソーシャル・アクションを位置づけている。

からである⁷²⁾。その意味で社会福祉運動は限界を有する(図1-⑦)。構造そのものを変革することができないというのはつまり、生産関係そのものを変化させることができない、ということである。生産関係、すなわち労使関係、労使の力関係を変化させるために、社会福祉運動は労働運動へと接近し、それへの圧力、推進力のひとつとならねばならない(図1-⑧)。この点は、上で紹介した小野の主張とも共通する。

こうして、ソーシャル・アクションに当事者運動と住民運動とを巻き込んだ社会福祉運動が労働運動と連携するとき、それを「総合的社会運動」と呼ぶことができよう。

おわりに

冒頭の、「では、どうやって現実の目の前の問題を解決すればよいのか」という問いに対する解答は、以上に述べたつもりであるが、今一度整理するなら、

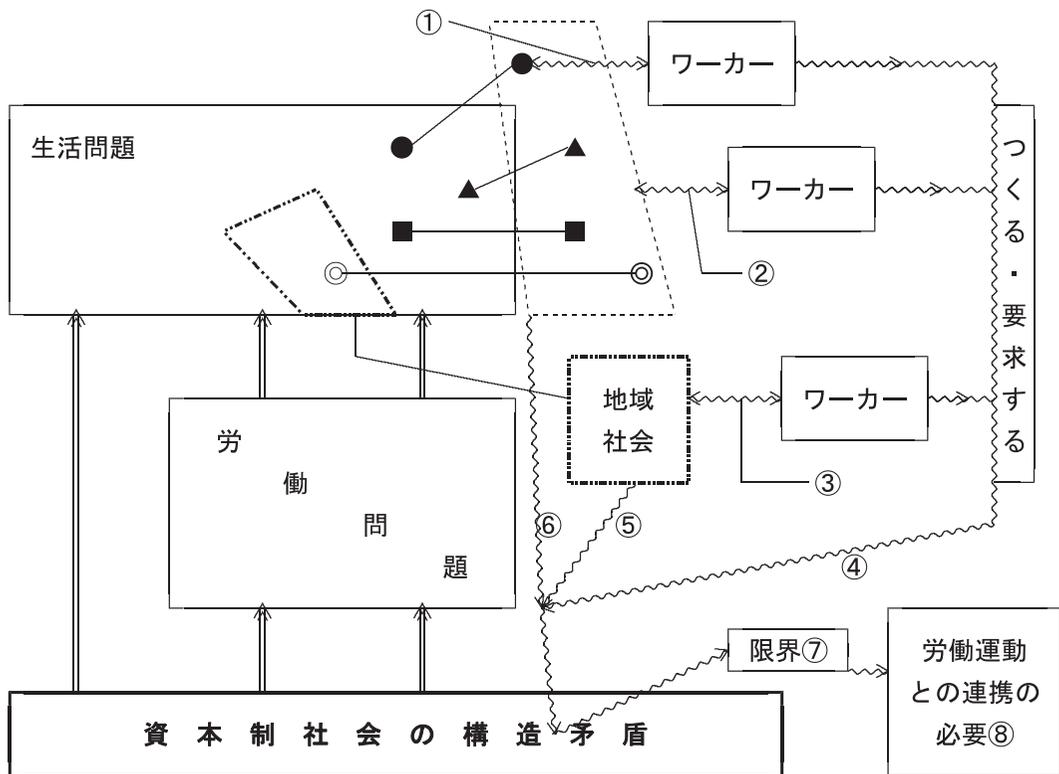
- 1) ソーシャルワークは、クライアントと社会資源の接合を基本任務とするが、
- 2) 社会資源が不足する事態において「不足したまま自分の仕事を探そうとする」ことは自らの任務の否定である。
- 3) 社会資源の不足認識に連続するべきは、ソーシャルワークの諸方法の構造的把握であり、
- 4) そのなかでは、とくにソーシャル・アクション(社会福祉運動)によって、社会資源を開発していこうとする視点と行動が重要な意味をもつ。

である。

続く課題は、社会福祉運動が限界に達したとき、労働運動と連携することが緊要であると述べたが、その連携の方法⁷³⁾の具体的な検討である。この課題については他日を期したい。

72) 木村(2011) p.130等参照

73) 連携の方法については、簡潔には木村(2013)で述べた。詳細な検討は他日を期したい。



- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| ①ソーシャル・ケースワーク | ④ソーシャル・アクション |
| ②ソーシャル・グループワーク | ⑤地域住民運動 |
| ③コミュニティ・ワーク
(コミュニティ・オーガニゼーション) | ⑥当事者運動 |
| | ●, ▲, ■, ◎ = クライアント |

図1：支援方法の体系

参考文献

- Biestek, Felix P. (1957) "The Casework Relationship" Loyola University Press
- 岡本民夫 (1973) 『ケースワーク研究』 ミネルヴァ書房
- 小野哲郎 (1986) 『ケースワークの基本問題』 川島書店
- _____ (2005) 『新・ケースワーク要論—構造・主体の理論的統合化—』 ミネルヴァ書房
- 加藤博史 (2013) 『社会福祉の定義と価値の展開—万人の主権と多様性を活かし、格差縮小の共生社会へ—』 ミネルヴァ書房
- 木原和美 (2007) 『医療ソーシャルワーカーのための社会保障論：こころとからだと社会保障』 勁草書房
- 木村敦 (2000) 「権利としての介護保障と介護保険法」『佛教福祉学』（種智院大学仏教福祉学会）第2号, pp.53-74
- _____ (2011) 『社会政策と「社会保障・社会福祉」—対象課題と制度体系—』 学文社
- _____ (2013) 「社会福祉・ソーシャルワークの『病理学』—孝橋理論の今日的意義—」『天理大学社会福祉学研究室紀要』第15号, pp.3-11
- 孝橋正一 (1969) 『社会科学と社会事業』 ミネルヴァ書房
- _____ (1972) 『全訂：社会事業の基本問題』 ミネルヴァ書房
- _____ (1977a) 『新・社会事業概論』 ミネルヴァ書房
- _____ (1977b) 『現代資本主義と社会事業』 ミネルヴァ書房
- 社会福祉士養成講座編集委員会編 (2009) 『相談援助の理論と方法 I』 中央法規出版
- 坪上宏 (1975) 「ケースワークの基本的枠組」小松源助編『ケースワーク論』有斐閣, pp.39-61
- 堀川幹夫・木原和美 (1975) 『社会事業個別相談』 ミネルヴァ書房
- マーサ・メンセンディーク (2005) 「世界の社会福祉の動向：アメリカ」基礎からの社会福祉編集委員会編（代表編者：野村武夫・大塩まゆみ）『社会福祉概論』 ミネルヴァ書房, pp.176-185
- 若林龍夫 (1958) 「社会事業原理」明治学院大学若林龍夫著作集刊行委員会編 (1984) 『若林龍夫著作集 1：ソーシャルワーク論：その原理と方法』 相川書房, pp.73-81

Consideration on social welfare skill theory which is based on to
recognize social welfare subject social scientifically
: The possibility of 'Social Scientific Socialwork Theory'

KIMURA Atsushi

Key Words : Casework, Social Action, Social Resources

Abstract

The aim of this paper is presentation of essay toward construction 'Social Scientific Socialwork Theory' or integration social welfare policy theory and social welfare support skill theory. For that, following works will be done. Namely,

- 1) The reviews of typical research results toward construction 'Social Scientific Socialwork Theory' up to today.
- 2) To abstract the common element from theories in 1)
- 3) To point out the insufficiency on theory up to today
- 4) Consideration on necessary supplementation to construct 'Social Scientific Socialwork Theory'